

平成24年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成24年12月13日 午前10時00分 開会  
午前11時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員16名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 寛
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	17番 南 要
18番 白 石 栄 一	

欠席議員1名 16番 西 川 弥三郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 2番 中 川 佳 三 18番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知をお願いしたいと思います。  
これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、1番、辻村美智子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、辻村美智子君。

**辻村議員** おはようございます。ただいま議長のお許しをいただき、私より女性消防団についてとスクールカウンセリング事業についてをご質問させていただきます。なお、詳細質問につきましては、質問席より行わせていただきます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** それでは、まず女性消防団について質問させていただきます。

本年9月に行われました奈良県消防操法大会の応援に行かせていただいた際、他市町村の応援席で見かけたのが女性消防団員の方々でした。私は女性消防団員の方々の姿を見て、同じ女性としてとても魅力的に感じました。消防団の活動には、火災発生時の消火、災害時のさまざまな活動、平常時は訓練や防火指導、特別警戒などがありますが、その中でも女性ならではの活動があるかと思えます。

そこで、奈良県下で女性消防団を設置されている市町村と、その女性消防団がどのような活動をされているのかをお聞かせください。

**寺田議長** 岩井消防長。

**岩井消防長** 消防長の岩井でございます。よろしくお願いをいたします。

奈良県下の市の女性消防団の設置状況であります。奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市の9市が女性消防団を設置されておまして、その割合は75%であります。したがって、天理市、宇陀市、本市が未設置の状況にあります。町村では、高取町、上牧町、広陵町、河合町、明日香村、十津川村に設置されておまして、奈良県では38%の割合で市町村に設置されておまして、女性消防団員数は、最高39名、最低10名で、それぞれ編成されておられます。

全国の消防団員に占める女性団員の割合は2.3%であります。奈良県の消防団員に占める女性消防団員の割合は3.2%の状況にあります。

活動内容につきましては、多くの女性消防団は、救命講習、幼年者、高齢者に対する防火指導、イベント等で防火啓発活動、一般家庭の防火診断、消火器の取扱訓練などを主な活動とされておまして、女性の持つソフトな対応のできる活動が中心に行われておられます。また、火災などの災害時の現場活動は原則として行わず、大規模災害が発生した場合は、避難所などの応急手当や管理等の後方支援を想定されておられます。

以上であります。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ただいまのご答弁によると、町村で設置されているのは少ないようですが、12市の中では、天理市、宇陀市、そして葛城市以外は設置されているとのことでした。活動内容としては、救命講習、幼年者、高齢者に対する防火指導、そして啓発活動など、やはり女性ならではのソフトな活動であることがよくわかりました。

地域防災は住民全員が理解していかなければならないことであり、女性である私にとっても、災害時に何かできることはないか、でも何をすればいいかというふうに私は常に思っております。これは私だけではなく、だれもが感じておられることだと思います。

そのような点から、本市においても女性消防団が必要だと思われま。

葛城市において、女性消防団設置についてどのようにお考えかをお聞かせください。

**寺田議長** 消防長。

**岩井消防長** 現在、全国の消防団におきましては、団員数の減少が非常に深刻な問題となっております。かつて約200万人と言われました消防団員数も、平成23年4月1日現在では約88万人弱となっております。地域防災力の低下が懸念されまして、総務省消防庁も団員数を100万人までの回復、そして女性消防団員におきましても、各消防団の団員総数の少なくとも1割以上を確保することを目標とされました。これは、阪神・淡路大震災の際、消防団員の活動が各方面で報道、紹介をされまして、消防団の地域密着性、要員動員力、及び即時対応力といった特性を生かしながらの災害対応や、女性消防団の避難所での応急手当及び後方支援が見直されたところが大きくありまして、女性消防団の有効性は大きな意味を持つと考えられております。

葛城市消防団におきましても、女性消防団の設置について、消防団幹部役員会などで検討を行っている状況であります。現時点では、諸般の状況の把握、諸問題の検討を行い、理事者との調整を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ただいまのご答弁の中に、やはり、現在ではかなりの消防団員の人数が減少しているということですが、消防庁としても、消防団員、女性消防団員を含む入団の促進をされているというふうに、今伺いました。

そこでやはり、女性消防団設置についても、葛城市では考えていただいているとは思いますが、諸問題の検討を行い、理事者と調整を整え、行いたいということですが、そこで市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 質問にお答えをさせていただきます。

いろいろな、今消防長の方から答弁をさせていただきましたように、団と、現在、消防と打ち合わせをしておるところでございます。地域性等も含めてしっかりと検討していただきながら、方向性を見出していきたいというふうに思っております。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** やはり地域防災力の低下を懸念されているので、地域防災力の向上のためにも、ぜひ女性消防団の設置に向けてご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に2点目の質問をさせていただきます。

近年のいじめ問題の深刻化、児童生徒の問題行動や不登校の増加など、子どもの心のありさまにかかわるさまざまな問題が生じていることを背景とし、児童生徒や保護者の悩みを受けとめ、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識、経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じたことにより、心の専門家として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして配置されています。

本市でもスクールカウンセラー事業を実施していただいておりますが、この事業の利用対象者についてお聞かせください。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの辻村議員のご質問でございますけれども、私ども葛城市の利用対象者でございますけれども、教育委員会が実施しておりますスクールカウンセリング事業は、幼稚園担当、小学校担当としてそれぞれ1名ずつ、また中学校2校にはそれぞれ1名ずつ、計4名の臨床心理士、臨床発達心理士を配置しております。このスクールカウンセリング事業の対象者は市立幼稚園、小中学校在籍の園児、児童、生徒及びその保護者並びに園、校の教職員が基本でございます。もとより市内在住の方であれば、市外の幼稚園、小中学校在籍の園児、児童、生徒及びその保護者の方もご相談をお受けいたしております。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** それでは、ただいまご答弁いただきました利用者についてですが、本年度にカウンセリングを受けられた人数と相談事項、そしてここ数年の利用傾向をお聞かせください。

**寺田議長** 教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまのご質問にお答えいたします。

利用状況におきましては、本年24年4月より11月末までの状況といたしましては、保護者との面談や行動観察、あるいは発達検査等を行った子どもの人数が、幼稚園におきましては243人、回数にいたしまして602回。同じように、小学校では303人、回数にいたしまして399回でございます。中学校につきましては、保護者や本人との相談が54人、回数にして325回となっております。

また、これら教育相談の内容につきましては、相談内容が多岐にわたる場合は主たる相談内容に絞って分類いたしますと、幼稚園におきましては発達相談、子育て相談が88人、発達相談、就学相談が7人、カウンセリングが2人、幼稚園教員の対応の仕方等に対する相談が48人となっております。小学校におきましては、発達相談が290人、就学相談が12人、不登校が1人となっております。また、中学校におきましては、不登校が34人、非行が4人、発達障害が4人、いじめが2人、教員との関係が1人、その他が9人となっております。

なお、幼稚園、小中学校全体のここ3年間の相談者人数を見ておりますと、増加傾向にご

ざいます。中でも小学校につきましては、先ほど申し上げましたように、発達相談の観点からの相談要請が増加しておる傾向でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ただいまご答弁いただきました内容によりますと、年々利用者が増加しており、相談事項も発達相談が増加傾向にあると思われまます。特に、幼稚園児、小学校低学年に多いと思われまます。これは保育園児も同じ傾向だと思われまます。また、中学校では不登校問題が多く、その理由には非行問題、いじめ問題も含まれていると思われまます。

このような相談内容は、適応指導教室がある教育相談室や子ども・若者育成支援のサポートルームでも相談業務を行っていただいていますし、発達相談に関しましては、子ども・若者サポートルームでも実施されています。

現在のようにそれぞれで相談業務を行うより、窓口を一括して、葛城市の、例えば総合相談センターを設置するというふうなのが必要だと思われまます。

そこで、今後どのようにこの相談業務を取り組んでいかれるかをお聞かせください。

**寺田議長** 中嶋部長。

**中嶋教育部長** 今後の取り組みというご質問でございますけれども、小学校の相談員につきましては、特別支援を要する幼児の近年の増加に伴いまして相談需要が高まっており、保護者の障がい受容を早期から促すことで、保護者と学校が一体となって子どもたちを見守り、きめ細かな個別の指導、支援を推進するためにも相談機会の充実を図る必要があると認識しております。中学校の相談員につきましては、不登校の問題を初め、荒れ、揺れを見せる生徒への対応など、さまざまな課題がございますので、それらの改善、克服に向けて、相談員の積極的な活用を学校に求めるとともに、保護者への周知に一層努めたいと考えております。

教育相談への期待がますます高まる中、今後具体的なニーズの状態を的確に把握しながら、本事業がより効果を上げられますよう、対応、運用を検討してまいりたいと考えております。

なお、子ども・若者支援事業、その他各種相談事業との連携につきましては、市長部局や関係各課と慎重に協議を行い、本市の子どもたちのよりよい成長に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** 私が常に申し上げているように、子どものよりよい育成が葛城市の活性化につながるというふうに申し上げております。ぜひとも、子どもたちのよりよい成長に向けて努力していただきたいと思われまます。

そして、このスクールカウンセリング事業に関しましては、先ほど部長も申されたように、学校側もよく理解していただかなければならないと思われまます。

そこで、教育長にお伺いいたします。

現在、教職員においてもカウンセリングを受けられている先生がおられると思われまますが、そのようなさまざまな問題を抱えている先生への対応及び改善策をどのようにお考えになつ

ておられるかをお聞かせください。

**寺田議長** 大西教育長。

**大西教育長** 本市におきましては、今ご質問の中にもございましたように、特に中学校の方には早くから専門のスクールカウンセラーを設置、配置しております。これはもちろん、子ども、保護者への相談ということがもちろん主になるわけですが、今ご意見ございました、ご質問の中にもございましたように、職員、教員の悩み、そういうものにも相談をしていくというのは、大きな活動の中身でございます。

また、スクールカウンセラーの業務としましては、職員のカウンセラー資質といいますか、そういうものを高めていく、こういう働きも大きな業務の1つだというふうに考えております。年々、教員の中にも、多様化する子どもたちの毎日の暮らしの姿を見て悩む教師もふえておるのも現実でございます。

そういう中で、カウンセラーの配置、お越しいただいているカウンセラーの先生方にまずは気楽に相談できる環境、雰囲気をつくっていかなくちゃならないわけですが、カウンセラーの先生方が学校の中の職員の1人として、子どもたちにも職員にも認識、理解できるそういうものもより一層、校長を通じて、さらに、そういう雰囲気といいますか、そういうものをつくっていかなくちゃならんというふうに思っております。

ますます多様化する中で、私どもが今やっております子ども・若者支援サポートルーム、現状今、この2つの機関が、2つ機関といいますと、適応指導教室、ふたかみ教室と、それからサポートルーム、これが4月から、きちとした体制がさらに充実されましたので、今までふたかみ教室が、例えば中学校を卒業した子どもたち、こういう者へのサポートもしておったところですが、それがこの4月からはサポートルームというところとの連携ができて、長期的な、継続的なこういう相談業務を充実しておるところでございます。

こういうような充実した分につきまして、小中学校の職員にもその事実を伝えながら、このスクールカウンセラーの内容につきましては、さらに充実してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ただいま教育長からご答弁いただきましたが、やはり、現在悩みを抱えておられる先生方が多いと、本当に思われます。やはり、それは何かというのは私にはよくわかりませんが、葛城市の教育委員会として掲げておられるスローガン、そして教育のアピールの中にも教育長の方がアピールされている中にも、求める教師像というものがあります。その中に、子どもたちにとことん愛情を注げる先生、学びひたる授業をつくれる先生、率先垂範、自己変革できる先生、人として魅力あふれる先生、こういうことを教師像として挙げておられます。やはり、これに近づけるように教師の方の、先生方も頑張りたいと思いますし、今後やはり、このスクールカウンセラー事業というのは大変必要だということを感じさせられております。

先ほど、教育長のご答弁の中にもありましたけども、適応指導教室を卒業した後、まだサ

ポート、相談業務を行っていただいているということもありましたが、スクールカウンセリングを受けた児童生徒とそれからほかの相談機関、例えば児童相談センターを利用した児童生徒の中学校卒業後の状況を把握はされているのでしょうか。教育長、よろしくお願ひします。

**寺田議長** 大西教育長。

**大西教育長** 今のところ、市外のそういう機関で、卒業後、カウンセラーを受けたというのは全て把握しているわけではございません。

ですから、今後、今ご指摘ございましたように、私どもとしては、今サポートルーム、それからその前段の適応指導教室、ふたかみ教室、こういうものでかかわっている子どもたちを将来的にサポートしていこうということを主に進めておるわけでございますので、今後、15歳以上の子どもたち、市外で生活する機会もふえてくる子どもたちが、市外のそういう機関で相談をされる場合もある、そういうものを、情報を入手しながら、そういう機関とも連携する体制も今後考えなきゃいけないというふうに、今ご意見いただきまして、そういうことも検討しなければならないなというふうに受けとめさせていただきました。

以上でございます。

**寺田議長** 辻村君。

**辻村議員** ほかの相談機関を利用した子どもたち、生徒児童の中で、やはり、高校に進学しましたが中退したというふうな状況の生徒もおります。ただ、私のところに声が届いたのは、この葛城市のスクールカウンセリングを受けてよかったと、あの先生にかかわっていただいてよかったというふうに言っている子どもの声が私のところに届いております。やはり、このスクールカウンセリング事業というものは、今の子どもたちにとって本当に大きな大きな影響を与えている事業だと思います。

しかし、現在の状況では、中学校ですが、スクールカウンセリングを受けずにほかの相談機関を利用している生徒児童もいるようです。やはり、私は、まずはこの葛城市で子どもたちを支えていくように持って行ってほしいというふうに常に願っております。

先ほども申し上げましたが、学校がスクールカウンセリング事業をよく理解し、カウンセラーの先生とも連携し、この事業を周知していく必要が大変あると思います。

また、カウンセラーの先生についてですが、臨床心理士であればいいというわけではなく、この葛城市のことをよく理解していただき、本当に子どもたち、学校の状況をわかっている先生を人選していただき、また、難しいかと思いますが、その臨床心理士の先生の育成にも働きかけていただきたいというふうに私は思っております。

ですから、今後のこのカウンセリング事業を大切に思い、本当に充実した事業に向けて、葛城市として、先ほども申し上げましたが、相談窓口を一括していただき、総合の相談センターというふうなものを設置していただけるように今後ご検討いただき、ぜひとも子どもたちの育成に力を注いでいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

**寺田議長** 辻村美智子君の発言を終結いたします。

最後に、9番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行います。

9番、阿古和彦君。

**阿古議員** 議長のお許しをいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2件です。1つ目が、地球環境にやさしい葛城市を目指して、パート9になります。2つ目が、子ども・若者育成支援事業について、こちらの方がパート7になります。通告書では6と書いてしまったんですけども、調べてみますと7回目になっておりました。訂正のほど、よろしく願いいたします。詳細につきましては、質問席でさせていただきます。

1つ目の地球環境にやさしい自治体葛城市を目指しては、今回で9回目になります。

1度目が平成19年12月議会において、温室効果ガスの濃度の増加により地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食糧不足、災害の激化など、気象の大規模化によりさまざま悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代に安全な地球環境を残すためにも、葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたい。そのときの提言では、国のエネルギー対策特別会計による補助金の補助事業の利用や、葛城市にシャープの太陽光パネル生産工場があることの大切さと、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただきました。そして、近い将来に葛城市を空から見たときに、太陽光パネルで、一面が、葛城市が、光り輝く日が来ることを願い、夢に見ていきますと申しました。

2度目が平成20年6月議会において、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の100%補助事業である地域新エネルギービジョンの策定等事業の申請のおくれについてを問いただきました。

3度目が平成22年3月議会において、葛城市地域新エネルギービジョン等作成事業の報告書ができ上がり、今後の取り組みについて、考え方についてを質問いたしました。

4度目が平成23年6月議会において、新エネルギー導入検討委員会の立ち上げのおくれをただし、今後の取り組みについてを提言させていただきました。

5度目が平成23年9月議会において、6度目が平成23年12月議会において、7度目が平成24年3月議会において、8度目が平成24年6月議会において。詳細につきましては、葛城市のホームページで議会会議録がありますので、詳しくは、その内容については触れませんが。

そして、今回が9度目の一般質問となります。

直近の6月議会の一般質問でもさまざまな質疑提言をさせていただきましたが、住宅用太陽光発電設備設置補助等のことに関して前向きに検討するとの答弁をいただいておりますので、さきに一般質問をされている方もおられますので、その部分についてのみ、6月以降の新エネルギー導入検討委員会での検討内容と結果を報告願いたいと思います。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの阿古議員のご質問にお答えいたします。

個人住宅用の太陽光発電システム設置の国の補助に関しましては、経済産業省からは一般財団法人太陽光発電協会、太陽光発電普及拡大センター（J-P E C）が補助をいたしております。10キロワット未満の設備であって1キロワット当たりの設置費用が55万円以下の設備が補助対象となっており、補助額は、設置費用が1キロワット当たり47万5,000円以下のシステムに対しましては1キロワット当たり3万5,000円となっております。設置費用が47万5,000円から55万円の設備に対しましては1キロワット当たり3万円となっております。

また、奈良県内の太陽光発電に係る補助金に関しましては、奈良県では平成24年度より県民税の滞納のないことを条件といたしまして、1システム当たり10万円で1,000件の補助を6月から公募されまして、非常に好評であり10日間で公募件数を上回ったと聞いております。葛城市からは30件の応募があったようでございます。

次に、県内の各市の状況でございますが、奈良市では、1システム当たり10万円で400件の先着順となっております。生駒市におきましては、1システム当たり10万円で150件の先着順となっております。大和高田市では1システム当たり5万円で120件となっております。これら3市につきましては従前より実施されておりましたが、平成24年度から新たに、大和郡山市が補助制度として1システム当たり5万円で30件の先着順、宇陀市が上限10万円の20件、香芝市が市内業者にて施工の場合は5万円、市外業者にて施工の場合は3万円で30件から50件、東吉野村が1キロワット当たり5万円で上限20万円の10件となっているようであります。ただし、生駒市を除きまして、交付条件といたしましては、いずれも太陽光発電普及拡大センター（J-P E C）の補助交付が決定したシステムとなっているようでございます。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、脱原発、卒原発がこのたびの衆議院議員総選挙でも大きな論点となっております。また、地球温暖化防止の観点からも、これ以上化石燃料に依存する火力発電は望ましくありません。

また、昨今の電力市場といたしましても、今年は厳冬が予想されるにもかかわらず、今年の夏のように数値目標は示されないものの、11月8日に、12月3日からの節電要請がなされております。

また、関西電力が家庭用の電気料金の11.88%の引き上げを政府に要請し、あわせて政府の許可の不要な企業向けの電気料金も20%弱引き上げる方針となっております。依然として厳しい電力状況にございます。

また、7月1日から再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による買い取り料金が1キロワット当たり42円と決定され、電気業界への新たな業者の参入も予想されます。電気も消費するだけでなく、製造する時代に転換していくようでございます。

さて、住宅用太陽光発電システムの設置補助に関しましては、これらの状況を踏まえ、本市といたしましても、個人住宅用太陽光発電システム設置補助に関しましては、先進事例の奈良県下6市1村の状況も十分調査いたしまして、山下市長の2期目の政策ビジョンの1つである太陽光発電を初めとした新エネルギー政策を推進するとございまして、早期実現に向けまして検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、メガソーラー構想事業ファンドや住民参加型ミニ市場公募地方債による初期投資の

軽減については、今後も新エネルギー導入検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**寺田議長** 答弁はできるだけ簡単明瞭にやっていただきたいと思いますので、今後よろしくお願いたいと思います。

阿古君。

**阿古議員** はい、ありがとうございます。奈良県下の状況及びその検討委員会の検討された報告をいただきました。

その中で、以前から議論しておりますように、全国でもうほぼ半分近い自治体が、その家庭用太陽光パネルについての補助制度を持っているという話は何度もさせていただいているところなんですけども、奈良県におきましても6市1村ですか、でされていると。私の記憶では、あと天理市がたしかされていたような記憶がありますので、多分7市1村かなという気もするんですけども、12市のうちでもやっているのが7つ、やってないのが5つというような状況まで奈良県下でも来たというのが今の現状です。

この補助金につきましては、良い悪いという議論はさきの議会の一般質問の中でもさせていただきましたが、ある一定の方向性を示すためには非常に有効な手法ではないかという判断をしております。

その中で、家庭用の一般太陽光パネル設置事業についての補助について、早期実現に向けて検討しという言葉の答弁をいただいております。早期実現というのは、非常に、その時期が明確にされにくい言葉なんですけども、この議論の中で、例えばこの検討結果については平成23年度末までに出しますとか、そのたびに前向きな答弁をいただいているんですけど、なかなかそれがその時期になるとうまく、いろんな事情があつてのことやろうと思うんですけども、運ばれていない。

今回の早期実現というのは、どの時期を指しておっしゃっているのかというのをまずお聞きしたいと思います。答えられるのでしたら部長でも結構ですし、そうでなければ市長に。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 今年はやったような言葉でございますけれど、できるだけ早いうちにとということでございます。

検討して、できるだけ早いうちに実現をするということで、何年とは明言をしておりませんけれども、こちらの条件と、またシャープともいろいろと相談をさせていただいて、葛城市の対応、ビジョンということについて考えていますから、いつからやるということはビジョンに示しているわけではございませんので、今いろんなところから声が上がりましたけれども、これについてはできるだけ早くできるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**寺田議長** できるだけ早くということでご了解願いたいと思います。

阿古君。

**阿古議員** 選挙公約のビジョンで、どこよりも、たしか、そうですね、6つの柱のうちの4つ目の環

境という部分で、山下市長は、どこよりも快適な住居環境を目指します、環境にやさしい葛城市にしていけます、太陽光発電を初めとした新エネルギー政策推進をしますとあります。

先ほどの、近いうちにとという言葉、市長みずからおっしゃいましたが、ある国の総理大臣が近いうちに解散しますというような話があったときに、非常に決断がしにくい話なのかな、きっといろんな難しい事情があるから時間がかかるのかなと思いつつ、ある意味国民の大多数は、だから失望したわけですけども。

これでね、例えば早期実現するに当たって、ネックとなる要件等がその新エネルギー対策の検討委員会で議論されているのかどうか、その辺もちょっと、責任者はたしか副市長でしたですね、どういふので早期実現に当たって、例えば何かネックなものがあるのか、問題となるものがあるのかどうか、その辺の議論は多分今回の答弁をいただいている中でされていると思うんですよ。ですから、その辺をちょっと、詳しく聞かせていただけますか。

**寺田議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 先ほど、生野部長の答弁の中にもございましたように、方向性といたしましては、市長の公約にもございますように、再生可能エネルギーの推進、いわゆる環境にやさしいまちづくり、これはもう紛れもない事実でございますし、その方向に進んでいくというのが現実でございます。

しかしながら、片や、これは葛城市だけではなく、全体をとりますと、日本全体をとりますと、今この、きのうも春木議員の質問の中に答弁させていただきましたように、この技術というのは日進月歩変わってきておる状況でございます。

また、国の補助事業に関しましても、種々変遷として猫の目のように変わっていく状況でございます。それは何かと申しますと、やはり、太陽光発電に特化することによって、きのうもテレビを見ておりますと、このままでは、原発がとまるならば、来年度の関西電力、九州電力が38%の値上げを申請するというふうなことも報じられているようでございます。

太陽光発電に全てを、またほかの代替エネルギーに取ってかわることができる、例えば、民間家庭におきましてはガスと併用したエネファーム等々の初期費用がゼロで太陽光発電を併設してできるという制度も、現在あるようでございます。その辺も十分、導入可能かどうかということを検討させていただきまして、今申し上げましたように、どういふ方法で一般家庭に向けての支援をしていくかということにつきましては、いましばらく検討の余地があるところのように判断しておるということでございます。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** 聞いた以外のこともいろいろおっしゃっていただいたんですけど、私が聞いたのは、家庭用の太陽光パネルの補助事業の部分について、まあ、さきに一般質問もございましたんでね、その部分についてのみ質問させていただいているんですけども。その部分で、早期実現に向けて、私は何らかの障害があるのですかとお聞きしたんですけども、その部分の答弁が抜けていると思いますので、お願いできますか、再度。

**寺田議長** 副市長。

**杉岡副市長** 早期、なるべく早期ということに、実現に向けて、種々検討していく。ただし、この方

向性につきましては、ただ単に幾ばくかの補助金だけを出すというだけじゃなしに、やはりそのお金の使い方、その目的になるものは何かということ、やっぱり明確に発信をしなければならぬという部分がございます。

例えば、先ほど生野部長が答弁いたしましたように、葛城市では昨年度、いや今年度ですか、奈良県のそれぞれの申し込みの中で30件あったというふうに報告させていただきました。それを分析いたしますと、ほとんどが新築住宅の対応をされているというのが現状でございます。ですので、我々も、今太陽光だけに特化して、また再生エネルギーだけに特化してということも1つのファクターであろうかと思いますが、やはり、新築住宅を、葛城市としても導入される1つの要素として、何らかの、住宅の促進と申しますか、そのような見地からこれは導入すべきだというふうな思いもしておるわけでございますが、もう一度、その目的、趣旨等を整理させていただきまして、早期に実現できるように頑張りたいとこのように思っております。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** 検討されるのに、あとどれぐらいの期間が必要となりますか。

**寺田議長** 副市長。

**杉岡副市長** これは、早期にいろんな資料を求めまして検討しますので、いつまでということには明言できません。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** 私は、行政は誠実でないといけないと思います。誠実さを強く求めたいと存じます。

1つ目の質問はこれぐらいにしておきます。

では、2つ目の質問にまいります。

こちらの方も、今回で7回目になります。

第1回目が、平成21年12月議会において一般質問をさせていただきました。

子ども・若者育成支援事業、この事業につきましては、内閣府の平成22年度、平成23年度のパイロット事業ということで全国に先駆けての事業でございます。各地方自治体の議員の視察研修の対象にもなるような意義深い事業となっております。一応、内閣府の補助事業としては平成23年度末で、たしか一度整理をされているとは思いますが、それ以降の取り組みにつきましてお聞かせ願いたいと存じます。

**寺田議長** 中嶋教育部長。

**中嶋教育部長** ただいまの阿古議員のご質問でございます。子ども・若者育成支援事業についてでございます。

子ども・若者育成支援事業のこれまでの取り組みでございますが、ご存じのように、子ども・若者をめぐる環境が悪化いたしまして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、平成22年4月1日に子ども・若者育成支援推進法が施行されております。葛城市では、この状況を受け、就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者である引きこもりや若年無業者だけではなく、その他の子ども・若者であって社会生活を円滑に営む上での困難を有する者である不登校など、さまざまな困難を

有する子ども・若者を支援することを目的に、平成22年度に葛城市子ども・若者支援地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を運営するとともに、一次相談窓口としてサポートルームを開設し、また平成23年度には代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営するとともに、10月よりサポートルームの相談業務を週1回から週4回に拡充し、専用の面談室を設けるなど、事業の充実を進めてまいりました。平成24年度にもサポートルームに一般職職員を配置するなど、引き続き事業の推進を図ってまいっております。

平成24年度の取り組みといたしましては、5月に1回目の実務者会議を開催し、葛城市子ども・若者支援地域協議会の関係機関等の実務担当者が、従来の支援方法と当地域協議会を活用した支援方法の関係や当地域協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、サポートルームの役割などについて共通理解を一層進めるため、調整機関である生涯学習課から説明と提案を行い協議検討するとともに、意見交換や情報交換を行っております。

9月に開催いたしました2回目の実務者会議では、サポートルームのチラシにおける当地域協議会に係る部分の協議や関係機関等それぞれの取り組みや特徴についての相互理解を一層深めるための冊子の作成について協議を行いました。今後、代表者会議などで事業経過の報告等をさせていただく予定であります。

また、当地域協議会の関係機関等と調整機関がより円滑に連携できるよう、ふだんから情報交流や相互訪問ができる関係づくりにも取り組んでおります。この4月から11月で109回の相互訪問や電話などによる交流を持っております。

また、個別のケースに直接かかわりを有している担当者や、今後かかわりを有する可能性のある担当者により構成する個別ケース検討会議は、この4月から11月で5回開催しており、立ち話的情報交換を合わせますと複数の機関がかかわるケース検討を58回行っております。

次に、一般相談窓口であるサポートルームにおける相談業務の状況についてでございますが、週4回専用の面談室で行う相談業務をより柔軟かつ円滑に行うために、この4月から1人の臨床心理士によって行っております。

また、引き続き、市の広報誌や有線放送などによる周知活動もあわせて事業の推進を図っており、この4月から11月の相談実績は、利用ケース数が21ケース、うち新規分が18ケースであり、利用回数では228回、うち新規分152回でございます。

また、配置した一般職職員の資質向上を図るために、積極的な情報収集や各種研修参加を奨励しており、10月には東京で5日にわたって行われた内閣府主催の研修会に参加し、さまざまな専門知識を学ぶとともに、日本全国で相談業務に当たる112名の研修生と交流を行ってまいりました。

また、子ども・若者育成支援推進法によって子ども・若者育成支援推進本部が内閣府に設置されておりますが、子ども・若者育成支援推進法の特徴として挙げられる支援対象年齢の拡大、非社会的行動への支援、対応困難なケースにおける連携の3点を共有するような取り組みが、法務省、厚生労働省などその他の省庁においても見られるようになっております。

本事業の趣旨のとおり、教育委員会部局はもちろん、市長部局の関係各課とともに目的意識を共有しながら、今後も継続して当地域協議会の関係機関等と連携をとり合い、サポート

ルームを一次相談窓口として葛城市の子ども・若者への支援を行っていく所存でございます。

また、現在行っている支援の有効性をより高めるために、専門的訪問支援や会話、ゲーム等のコミュニケーション体験、料理、清掃等の日常生活体験、スポーツ、外出等のレクリエーション体験ができる居場所支援が有効だと考えられることから、今後、拠点となる場所の設置について、公共施設の有効利用も視野に入れまして、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** はい、ありがとうございます。ご丁寧な答弁でしたけども、方向性は、非常に、私はもうそのとおりかなと、もう、感じております。

ただ、1つだけちょっと聞かせておいていただきたいんですが、内閣府の推進本部があるんですけども、その中で各省庁に年齢拡大の申し入れをされたというのが、ちょっと、私、知識不足でね、答弁の中に出てきたんで、実際には年齢をどのようにというような、通達というか、協力を願われたのか、その辺は部長の方で把握されていますか。たしか、当初、この子ども・若者というのは0歳から30歳までを対象として事業展開というかね、をしているんですけど、それをさらに拡大されるというような話なんですか。ちょっとその辺だけ確認、まずさせておいていただけますか。

**寺田議長** 中嶋部長。

**中嶋教育部長** 他の省庁でも考えておられるということで、私、詳しい点はちょっと、今、存じておりませんので、また資料を取り寄せましてご連絡差し上げたいと思います。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** この問題につきましては、非常に、全国に先駆けての事業ですので、どうやって取り組んでいくのかというのはかなり苦労されたのかと思います。

その中で、当初の内閣府のパイロットの目的は、その事業を推進するに当たってのソフト事業で、どういう具合にそういうシステムをつくるのかということに、非常に、多分、その、魅力を感じて、葛城市に投げかけていただいたんじゃないかなというように感じています。そのシステム自身が2カ年で完全に構築はできたとは、というような段階までは来てないのかなと思うんですけども、それなりの、何ていうか手法が見えてきて、どういう形で進めていったら、一番、その対象となる方々によりよいサービスを提供できるかと。サービスという言い方をするのかどうか分かりませんが、行政としてどう対応していくのかという、教育としてどういう対応していくのかということやと、そのシステムがある程度見えてきた状態が現在なのかなという気はします。

その中で、その7回の中で、いろいろこの事業について問題となることを提起させていただきました。

まず1つは、人の問題。非常に、葛城市には、先ほど一般質問していただきましたけども、優秀なスクールカウンセラー等、以前から配置されておりまして、手厚い行政体制をとっていただいております。もうそれはありがたいと感じております。

それともう一つは、場所の問題、居場所の問題ということ、幾度となく問題提起させていただきました。その中で、前向きに検討していただいているという具合に理解しておりますけれども、なかなか、このご時世ですから、すぐにどの場所にとということにはなかなかならない。

その中で今回、山下市長の選挙公約のビジョンの中で、これも取り上げていただいております。1番目の子育てという部門で、子ども・若者支援センターを設置しますとございます。当然、青少年センター機能も含め、臨床心理士の常駐を目指しますということでビジョンを挙げていただいております。その居場所ですね、どのような考え方で、これ、4カ年の公約ですので、どういう具合な経路をたどって、そういう具合に持っていきたいのかということ、市長の方から聞かせていただきたいと存じます。

**寺田議長** 大西教育長。

**大西教育長** 今、阿古議員からご意見いただきました。

私どもも、今は、この子ども・若者支援相談業務ということ、非常に充実させていただいております。これを今後どのようにさらに拡充していくかは、今ご意見の中にございました、あるいは部長答弁の中にございました居場所づくりをどうしていくかという、こういう充実に向けたそういう場所をどういうふう確保していくかという、これは、ここへ至るまで、私どもとしてもそういうものが必要だということは、私どもの中でも常に論議しております。

ただ、1つにはその場所をどこで確保するかといいますと、今ある教育委員会、さらにはその他関係課の施設につきましても満杯といいますか、そういう状況で、今そういう余裕スペースがないという現状がございます。したがって、そういうものを確保することになりますと、例えば新しい施設をつくるか、あるいは、今後、どう言いますか、いろいろな施設の再利用とか、そういうものの観点で、そういうものを確保していかなければならないんじゃないかなというふうなことも考えております。したがって、今の時点でこのこというわけではございませんけれども、今後そういう教育委員会の所有する施設等々含めまして、そういう再利用の観点で、そういう居場所を確保する、そういう中からさらに市長のビジョンにございます子ども・若者支援センター、こういうものの設置も検討していきたいというふうには私どもとしては考えておるところでございます。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** 再度同じ質問をしたいと存じます。

公約ビジョンの中に、子育てで、子ども・若者支援センターを設置しますと、市長、その当時は候補者ですけれども、青少年センター機能も含め臨床心理士の常駐を目指します。これ、選挙公約ビジョンですから、当然このビジョンを立ち上げられるときには、ある程度の、何て言うか骨格といいますか、どういうスケジュールでそういう具合に持っていきたいのかということ、これは当然念頭に入れてビジョンを入れられると思うんですけれども、そのことについて、再度、どういう、当然4年間の、これは選挙公約ですので、どういうスケジュールで、どういう手法を持って、そういう設置に向かって考えておられるのかということ、これを答弁願います。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 選挙公約という形で、前回も同じようなことを言ったと思いますけれども、あくまでもこういうふうな形にしていきますというビジョンでございます。できるだけそこに、実現に向けて努力をしていくということでございますけれども、先ほど教育長が申しましたとおり、施設の再利用等を含めて考えていかなければならないと。教育委員会の施設の、今、建替え等も含めて、現在進めさせていただいておりますけれども、その時期等も含めて、さまざまな観点から利用できるのかどうかということを考えていきたいというように思っております。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** なかなか消化しにくい返答なんですけども。この中で出てきたのが、現在ある施設の中で、多分、統廃合があつて、もし空き施設等になればそういうようなものを有効利用した中も考えていきたいというような意味で理解でよろしいんですか。

済みません、その辺だけ、ちょっともう1回聞かせておいてくれますか。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** そういうことも含めて、どういうものができるのかということを考えていきたいということですから、まだ明確にここだということとはできてないということですね。これから検討してまいりたいということです。

**寺田議長** 阿古君。

**阿古議員** 市長ビジョンが早期実現に向けて努力されますようお願いしたいと存じます。

これにて私の一般質問を終結いたします。

**寺田議長** ありがとうございます。

これで、阿古和彦君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月21日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集をお願いいたします。

なお、あす14日から19日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査のほどをよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時02分